

カナダと日本の可能性

—無関心を乗り越えて—

●トルドー首相が10月26日、日本記者クラブで行った演説から●

最大の障壁は無関心

現代の技術をもってすれば、カナダと日本に共通の境界水域である太平洋といえども、オンタリオ湖が百五十年前にカナダ人とアメリカ人をへだてたほどの障壁をなしているわけではありません。北太平洋の広がりよりも、むしろ今日最大の障壁は無関心ということであり、われわれがお互いの国のなかに共同体を強めることの利益を理解しないかぎり、自分自身の可能性を減らしていくことになりません。また、迅速で革新的な対応を要する変化の速さを認めないかぎり、われわれはいやでもそれに順応せねばならない時になったら、相互利益の機会を守ることがおぼつかなくなるかもしれません。われわれカナダ人と日本人とは、永い間、お互いに近代外交の規準にしたがって応待してきましたが、そこには事情に通じた上での関心というより、丁重に表現された好奇心が働いていました。カナダは、一九二九年に東京に駐在公使館を開設しました。これはカナダにとって世界で四番目の外交公館であります。

その後五十年のうち、当初生まれた期待がいくらかでも満たされたのは、最近二十年間のことでしかありません。少なくともカナダにおいてはそうです。日本でもおそらくそうでしょう。カナダも日本も、その事実を、そしてお互いの態度に失望していたと考えます。ところが、近年になって、われわれは両国関係の複雑化におくれないで進むことを要請されています。日本はカナダの第二の貿易相手国となり、年間貿易額は往復四十億ドルに近づき、カナダにとって第二の投資

国となっています。東京はカナダの二大航空会社の一つにとってアジアへの関門となり、IMFからコロンボ・プラン、OECDからアジア開発銀行におよぶさまざまな多国家活動における、いよいよ緊密な僚友となっています。両国の経済にはある程度の補完性がある反面、同時に両国のおかれている状況には相当の類似性もあることを、われわれはお互いにますます認識しています。

カナダも日本も超大国の隣りに位置しており、その国からわれわれの独自性をまもっています。カナダも日本も、経済・技術能力があるにもかかわらず、核兵器を作らない方針をとっています。カナダも日本も、最近の国際経済協力会議参加にあらわれているように、最低開発国の開発を一段と援助しています。また両国は海洋における将来の法制に重大な係りを

トルドー首相と三木首相は十月二十一日、以下の経済協力大綱に調印し、これに基づいて、より一層高度の貿易経済協力を容易ならしめることに意見の一致をみた。

貿易の発展

1 日本国政府とカナダ政府は、可能な限り両国間の商業交流の進展と多様化を促進する。

2 両国政府は、特に関税と貿易に関する一

般協定に従い、共通の関心を有する貿易問題の解決に関して、二国間及び多国間で協力する。

3 両国政府は、それぞれの政策と目的に従い、(a)二国間貿易の拡大を達成するよう努力する。(b)供給及び市場アクセス問題の緩和及び需給形態の変動の最小化のための方途につき検討する。(c)それぞれの市場状況及び貿易政策の進展を相互に通

もち、ある点で意見を異にするにもかかわらず、秩序ある手順を定めてあらゆる海洋活動を規制するため、和解の方法を見出すことが重要であると認めています。

日加経済史に一章

私が日本へ参りましたのも、大方は、以上のべたような、油断を許さない無関心を克服するためであります。カナダ政府は日本と日加関係とを格別に重視しているものであります。

ですから、先週、両国が「経済協力大綱」に調印したことを大変嬉しく思っています。このことは一九七四年に始まった交渉がみごとに実ったことを意味しますが、この交渉はカナダが最近欧州共同体とのあいだに妥結した交渉もある程度反映するものであります。この大綱の文書は、広汎な経済部門にわたる協力に

経済協力の発展

1 両国政府は、両国間の経済協力の発展を推進する。この目的のために、両者はそれぞれ自国経済における産業上及び経済上の一層の発展を達成するに当たって、このような協力がもたらす貢献を十分考慮する。このような

日加経済協力大綱

協議機構

発展は、ひいては、より大きな雇用機会、国民の生活水準の向上及び物資と役務のより大きな国際的入手可能性をもたらすものである。

2 両国政府は、それぞれの能力と自国経済の長期目標に従い、以下の事項を奨励し、かつ容易ならしめるものとする。

(a) 合併事業及び他の形の協力活動を含む両国産業間の協力 (b) 資源、加工品及び高度技術製品を含む工業製品の開発とマーケティング

1 本大綱の枠内の経済協力の諸目標の達成を助長するため、両国政府は、日加両国間で行われる経済協力活動を推進し、かつ検討するため、合同委員会を設立する。右合同委員会は、通常毎年一回、合意された時期と場所において開催される。

2 両国政府は、両国間の経済協力の発展に関するいかなる事項についても、協力の精神をもって相互に協議する。